



愛知県議会議員

福田よしお県政レポート

編集・発行 福田よしお事務所 〒470-0155 愛知郡東郷町白鳥二丁目 4-7

TEL : 0561-39-4407 FAX : 0561-39-4408 e-mail : fukuta440@yahoo.co.jp

公式WEBサイト <http://fukuta440.com/> Facebook でも毎日活動をアップしています

皆様こんにちは。平成28年も節分が過ぎ暦の上では春となりました。

皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は福田よしおの活動に格別のご理解とご支援を賜り、心から厚く感謝申し上げます。

さて、昨年11月11日に国産初のジェット旅客機「MRJ(三菱リージョナルジェット)」の初飛行が行われました。私も県営名古屋空港でまじかに参観しましたが、宇宙航空機産業の到来と将来にわたり、大きな成長が見込めるものと確信をいたしました。また、宇宙航空機産業は関連する技術分野の裾野が広く、ほかの産業への波及効果も高く、また、技術の高度化を先導する重要な産業であることから、愛知県では今後とも産学行政連携による研究開発や中小企業の新規参入、そして技術者の育成支援などを推進し、航空宇宙産業拠点の形成促進に積極的に取り組んで参ります。



そして、12月愛知県議会定例会は12月1日から12月18日の会期で、平成27年度一般会計補正予算や愛知県障害者差別解消推進条例の制定を始め、88議案(予算1件、条例20件、その他67件)が提出され、委員会審議を経て全議案可決しました。また、継続審議となっていました平成26年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業会計決算はそれぞれ各委員長報告の後、賛成多数(反対2名)で承認しましたので、主な項目につきましてご報告させていただきます。

今後も災害に強いまちづくりと、働くことを軸とする安心社会の実現に向け活動してまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。



愛知県障害者差別解消推進条例の制定

平成25年6月に公布された「障害者差別禁止法」の本年4月の施行をうけ、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために条例を制定しました。愛知県独自項目は①職員対応要領策定の義務付けと職員の順守義務(全国初) ②障害者差別解消調整委員会の設置 ③事業者のための対応指針に即した適切な対応(全国初)で、ほかの府県にあまり規定されていない項目は①障害者差別解消支援地域協議会の設置 ②障害者の社会的障壁の除去の実施となっています。県民は、本条例の基本理念である①あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること ②地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないこと ③県民が障害について知識及び理解を深める必要があること ④県・県民・事業者等が役割を果たし、社会全体で取り組むことを理解して、障害を理由とする差別の解消を推進することとなっています。



平成27年度一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ20億523万1千円を増額補正と環境調査センター・衛生研究所等事務契約(環境センター建替え)として平成28年度から平成45年度にかけ67億1千万円を限度額とする債務負担行為(財政負担を認めるもの)をしたものです。

歳入項目 国庫負担金、財産収入、繰入金、繰越金
歳出項目 (主なもの)

- 1 緊急交通安全対策費(16,935千円)
高齢者に配慮した交通安全啓発活動の実施
- 2 地域医療介護総合確保基金事業費(1,780,268千円)
回復期病床整備費補助金始め7事業及び積立金等



民主党政愛知県議員団

総務県民委員会質問



● 愛知県庁の警備保安体制について

【質問（福田よしお）】 平成27年11月11日午前3時25分頃、県庁6階のコピー室や1階の廊下で火災が発生した。その後、県庁に不法侵入した者（火災との関係は不明）が逮捕されたが、県庁の警備保安体制はどのようになっているのか。

【答弁（財産管理課長）】 本庁舎は、夜間・休日は外部委託の3名で入庁者の確認と巡回等の業務を行っている。入庁者の確認は、南玄関の受付で身分証の提示及び名簿への記載を行っている。また、各事務室の鍵は、職員に貸出・返却を一括管理するとともに、巡回時には各部屋の施錠確認を確実にしている。さらに、鍵のかからない廊下など共用部分に看板や掲示板などを置く場合、あらかじめ財産管理課の許可を受けなければならない。こうした中、1階の廊下でもチラシが燃え、不審者の侵入が疑われるといった警備上の課題が明らかになったことから、11月30日に各部局主管課を集め庁舎内で守るべき事項を周知徹底するとともに、警備会社と不審者対策について協議・検討を行い、夜間巡回の回数を増やすこととした。昼間はオープンな本庁舎では一定の限界はあるが、引き続き庁舎管理の徹底、警備保安体制の強化を目指していく。

● 重要文化財である県庁の消防用設備について

【質問（福田よしお）】 平成26年10月に重要文化財に指定された愛知県庁で火災があった。愛知県庁は昭和13年に建築され、消防法の制定以前の建物なので、自動火災報知設備は庁舎の一部にしか設置されていない。文化財保護法の立法趣旨からも消火整備や警報設備の充実が必要ではないか。

【答弁（財産管理課長）】 消防法の適用除外で「法的には新たな設置義務は生じない」が、本庁舎は県民の貴重な財産であるので、法改正など状況の変化に応じて、消防当局の指導・助言を受けながら整備していく。今後は、同じく重要文化財となった名古屋市役所本庁舎と足並みを合わせ、適切に対応していく。

● 消防広域化について

【質問（福田よしお）】 過日、尾三消防組合と豊明市が、県内で初めて消防の広域化の協議を開始するとの新聞報道があった。消防広域化の現状と今後の取組みはどのようなか。

【答弁（消防保安課主幹）】 消防広域化は、平成19年度末に、消防組織法第33条に基づき「愛知県消防広域化推進計画」を策定し、また消防指令業務の共同運用も「愛知県消防救急無線広域化・共同化等整備計画」を策定し、以降、消防広域化と同じ枠組みで、消防救急無線のデジタル化及び消防指令センターの共同化が進められ、ほぼ計画どおりに、平成30年4月までに県内11ブロックで共同運用される予定。本県としては、総務省消防庁の定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、尾三消防地域を「消防広域化重点地域」に指定し、国の財政措置が重点的に受けられるよう対応するとともに、関係市町間の連絡調整や、今後関係市町が作成する「広域消防運営計画」に関して情報提供及び助言を行って、その他の地域についても、引き続き自主的な市町村の消防広域化の推進に取り組んでいく。

● 愛知県人事委員会勧告への対応について

【質問（福田よしお）】 今年度の愛知県職員の給与改定はどうなっているか。

【答弁（人事課長）】 国においては人事院勧告どおり実施することとなっているが、年末に臨時国会が召集されず、国家公務員の給与法案は年明けの通常国会に提出される見込みである。人事委員会の勧告尊重と合わせて、国家公務員等との均衡の観点から給与の取り扱いを決めることが、県民の理解や納得を得られるものと考えている。国会に提出される給与法の改正内容を踏まえ、次の議会に条例改正案を提出する方向で検討している。



9月議会議案質疑（総務県民委員会）

● 第120号議案 財産の買入れについて（防災ヘリコプター）

【質問（福田よしお）】 第120号議案の財産の買入れについて3点伺う。新しい機体の性能・装備は、現行の機体と比べて、どのように違うのか。また、昨年度の緊急出動の状況はどうであったか。もう1点、訓練にもかなり使用していると思うが、どのような訓練を、どのような場所で行っているのか。

【答弁（消防保安課主幹）】 質問の1点目の新しい機体の機種は、ベル412EPIである。現行機わかしゃちをはじめ消防防災ヘリコプターとして多数導入されているベル412EPの改良型であり、メンテナンス性に優れ、信頼性の高い機種と考えている。消防活動用装備品については、基本的には現行機と概ね同じであるが、カメラについては、より高性能なものを装備する。その映像を機内のモニターで乗組員全員が共有することにより、捜索活動や夜間運航の安全に資すると考えられる。また、ヘリコプターテレビ電送システムのデジタル化により、災害対策本部、地上の消防隊等が受信する映像の鮮明化が期待される。



質問の2点目、昨年度の緊急出動の事案件数は62件で、内訳は、火災が9件、救助が30件、救急が13件、広域応援が9件、臓器搬送が1件である。3点目の質問については、昨年度訓練を181回実施し、内訳は、防災航空隊単独の訓練が114回、市町村等他機関との合同訓練が67回である。また、防災航空隊の訓練の主な場所は、犬山市の八曾監視広場及びその周辺、八曾の岩見山、東郷町の愛知池、豊田市深見町の藤岡地区、同じく豊田市の矢作川豊田防災ステーション、この5箇所が主な訓練場所である。それぞれの地理的特性を活かし山岳救助、水難救助、空中消火等の訓練を実施している。また、大きな危険を伴う夜間の離着陸については、県内に22箇所ある夜間対応型の場外離着陸場で定期的に訓練を実施している。

【要望（福田よしお）】 新しい機種なので、引き続き訓練をしっかりと行ってもらい、過去にあった岐阜防災、埼玉防災などのような事故が起きないように願います。

9月議会一般質問（総務県民委員会）



● 大規模災害の避難対策について

【質問（福田よしお）】 先般発生した関東・東北地域の豪雨で、鬼怒川の東側の住民は、東隣のつくば市に避難しているという報道があった。地域防災計画は各自治体単位、市町村単位若しくは都道府県単位で策定されているので、どうしても一つの自治体の中で完結しようというようなことが基本となっている。一方、東日本大震災でも県域を越えて避難している例もあるので、そういったことから災害対策基本法も既に改正されて、広域一時滞在ということも加えられているが、愛知県の地域防災計画の規定の仕方とか、県内の各自治体に対してどのような指導をしているのか。

【答弁（災害対策課主幹）】 委員の指摘のとおり、東日本大震災を教訓として、災害対策基本法が改正され、それを受けて本県では、平成25年5月に県地域防災計画を修正し、広域一時滞在、市町村間をまたぐ、あるいは県域をまたぐ避難に関する記述を追加し、被災市町村を越えて市町村への避難が必要な場合に、受け入れ先となる都道府県との協議、また、被災市町村への助言、あるいは、被災市町村が自ら事務を行うことができない場合の代行について規定している。市町村に対しては、県の修正を周知するとともに、市町村地域防災計画についても広域避難の規定を追加するよう助言しており、平成25年6月以降に市町村地域防災計画を修正した全ての市町村において、法改正の趣旨に則って広域避難の内容を盛り込んでいる。また、本年2月に県が策定・公表した「市町村津波避難計画策定指針」において、広域一時滞在に関する事項を設け、広域一時滞在を内容に含む市町村間の相互応援協定の締結や、実際に避難させる場合に、受入先自治体に提供する住民情報の提供方法や輸送手段の検討等について盛り込んでおり、浸水・津波の被害の恐れのある市町村にこうした準備を行うよう促しているところである。

【質問（福田よしお）】 平成25年6月以降の地域防災計画の改訂については盛り込まれているという答弁であったが、実際に平成25年以降、私が見ている限り県外避難を想定したような訓練は実施されていないのではないか。県内各自治体でひとつの自治体ではなく複数で実施したり、応援協定等でしっかり担保する必要がある。そういった取組みはどうか。

【答弁（災害対策課主幹）】 災害対策基本法で、広域一時滞在に関する手続が規定されるとともに、市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、地方自治体は広域一時滞在に関する協定の締結に努めなければならないということで改正がなされている。このため、直近では本年3月に知多地域の5市5町による「知多地域災害時相互応援協定」が締結された。こうした隣接する複数の市町村間での災害時相互応援協定は、他の地域でも締結されており、県内では現在6つの地域で協定が締結されている。また、平成24年度には、飛島村と豊根村、大治町と東栄町とで、地理的に離れた自治体間で被災者の受け入れを内容に含む災害時相互応援協定を締結している。

【質問（福田よしお）】 岐阜県や三重県等の県境もあるので、そういったところを特に指導いただきたい。やはり訓練を実際にやらないとできないと思うが、今後県として、広域避難の円滑な実施に向けてどんな取組みをしていくのか。

【答弁（災害対策課主幹）】 現在、平成25年度に開催された東海三県一市知事市長会議での合意を受け、三重県と岐阜県及び名古屋市と本県とで「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」を設置している。この会議で木曾三川下流域を中心としたゼロメートル地帯における県境を越える防災対策について協議し、昨年度末に「東海三県



一市・県境を越える広域避難調整方針」を定めたとこである。この調整方針については関係市町村に情報提供を行ったところであるが、今後、愛知県沿岸市町村等津波対策推進協議会の場でも広域避難に関する課題を議論するとともに、県内市町村における広域避難の取組みが一層進むよう必要な助言や指導を行っていく。また、委員の指摘の訓練であるが、災害時における円滑な広域避難が実現できるよう、来年度には弥富市で開催予定の津波・地震防災訓練において、例年行っている市が指定する避難場所への避難訓練だけでなく、市域外に被災者を輸送する訓練を盛り込む方向で、今後弥富市と訓練内容を検討していく。

【要望（福田よしお）】 最後に、災害が一の自治体の中で収まるのは、段々難しくなっていると思う。そう考えると、関西広域連合では非常に広い地域で関西圏の防災が検討されている。一方、東三河広域連合エリアでも、自主的に防災協議会を作ってやっているが、広域連合のように法的に担保のあるような形の中でやる部分が重要で、過去の災害をしっかり分析しながら、愛知県として本当に災害に強い県を目指してやっていただきたい。

平成26年度一般会計決算概要(千円単位で四捨五入)

歳入	2兆3,963億 165万円	歳出	2兆3,812億3,011万円	差引	150億7,154万円
----	----------------	----	-----------------	----	-------------

平成26年度特別会計決算概要(千円単位で四捨五入)

歳入	7,625億6,996万円	歳出	7,500億6,196万円	差引	125億 800万円
----	---------------	----	---------------	----	------------

平成26年度公営企業会計決算概要(千円単位で四捨五入)

県立病院事業	収益的収支	収	315億 811万円	支	423億7,910万円	県民に対する医療の提供医療水準の向上に寄与するため、がんセンター(中央病院、愛知病院、研究所)、城山病院及びあいち小児健康医療総合センターを運営している。
	資本的収支	入	38億5,087万円	出	53億4,888万円	
水道事業	収益的収支	収	368億5,140万円	支	496億5,967万円	水道水の安定供給、長期にわたる水需要への対応及び水資源の有効利用を図るため、一日最大給水量174万m ³ を目標として市町や企業団等に水道水を供給している。
	資本的収支	入	108億1,956万円	出	285億1,271万円	
工業用水道事業	収益的収支	収	202億1,761万円	支	426億 2,333万円	工業用水を安定供給し、産業基盤の整備あるいは地盤沈下の防止を図るため、1日給水能力179万m ³ を目標として、愛知用水、西三河、東三河、尾張及び名古屋臨海の各工業用水道事業により374事業所に工業用水を供給している。
	資本的収支	入	61億 285万円	出	140億 47万円	
工業地造成事業	収益的収支	収	110億1,380万円	支	114億2,842万円	地域の産業振興と計画的な工業立地を図るため、用地を取得及び造成し、企業に分譲等を行っている。
	資本的収支	入	86億7,280万円	出	238億4,683万円	
工業地造成事業	日進市東部地区	平成2~3年度取得	81,348.25m ²	監査委員意見 長期間保有して事業着手されていない地区については、引き続き地元市及び関係部局との連携を密にして、その利活用の検討を進め、処分の促進に努めること。		
事業未着手区域	日進市中部地区	平成2年度取得	101,754.35m ²			
	幡豆地区	平成10~11年度取得	1,423,843.5m ²			

経営状態「4事業総計で42億9,640万円の黒字が計上された。」

活動Photo



1/4 町民ふれあい年始会



1/8 尾三消防組合出初式



1/8 新春賀詞交換会



1/10 日進市消防出初式



1/10 東郷町成人式



1/12 街頭演説



山尾しおりと行った 京都初詣



1/30 Come on Togo



3/10 よしお還暦



12/25 総務県民委員会県内調査



ポスター貼り